

## 福岡市公報

令和 7 年 3 月 24 日 第 7130 号(別冊 2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目  
次次  
一  
規  
則

ページ

|                                                          |   |
|----------------------------------------------------------|---|
| ○福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部改正（第 7 号）              | 1 |
| ○福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部改正（第 8 号）            | 2 |
| ○福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部改正（第 9 号）              | 2 |
| ○福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則の一部改正（第 10 号）    | 3 |
| ○福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則の一部改正（第 11 号）  | 3 |
| ○福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則の一部改正（第 12 号）      | 4 |
| ○福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則の一部改正（第 13 号） | 4 |
| 訓 令                                                      |   |
| ○単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の免除の臨時措置に関する規程の廃止（第 2 号）         | 4 |
| 消 防 局                                                    |   |
| ○福岡市消防職員の勤務等に関する規程の臨時特例に関する規程の廃止（訓令甲第 3 号）               | 5 |
| ○福岡市消防局長の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（訓令甲第 4 号）     | 5 |

規

則

福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市規則第 7 号

福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 6 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第11項各号列記以外の部分及び同項第 1 号から第 3 号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市規則第 8 号

福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 5 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 8 項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第34条第 1 項第 5 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 8 項各号列記以外の部分及び同項第 1 号から第 3 号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第11項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市規則第 9 号

福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第4号及び同条第9項並びに附則第6項第5号及び附則第13項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

#### 福岡市規則第10号

福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第98条第1項第4号、第125条第1項第3号並びに第129条第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

#### 福岡市規則第11号

福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第107条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

#### 福岡市規則第12号

福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第11項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

#### 福岡市規則第13号

福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第87条第1項第4号、第116条第1項第3号並びに第120条第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

### 訓 令

#### 福岡市訓令第2号

単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の免除の臨時措置に関する規程（平成4年福岡市達甲第10号）は、令和7年3月31日をもって廃止する。

令和7年3月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

---

消 防 局

---

**福岡市消防局訓令甲第 3 号**

福岡市消防職員の勤務等に関する規程の臨時特例に関する規程（昭和50年福岡市消防局訓令甲第 9 号）は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

令和 7 年 3 月 24 日

福岡市消防局長      高    田    浩    輝

---

**福岡市消防局訓令甲第 4 号**

福岡市消防局長の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和元年福岡市消防局訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 24 日

福岡市消防局長      高    田    浩    輝

第 2 条の表介護休暇等の取扱いに関する規程（平成 6 年福岡市達甲第11号）の項を削る。

